

県の福祉事務所長が支援給付を実施したときは、当該県の福祉事務所長は、別に定める書類の写しを添付して、速やかにその旨を当該被支援者の居住地の支援給付の実施機関（支援給付の決定及び実施に関する事務を委任された行政庁を含む。次条において同じ。）に通知しなければならない。

第六条 (被支援者の居住地の移転の通知)

県の福祉事務所長は、被支援者がその居住地を他の支援給付の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに必要な決定を行い、その旨を当該被支援者の新居住地の支援給付の実施機関に通知しなければならない。

(検診の依頼等)

第七条 県の福祉事務所長は、生活保護法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命じるときは、検診を行う医師又は歯科医師に対し、別に定める様式による検診依頼書により、検診を行うことを依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた医師又は歯科医師は、検診を行ったときは、その結果を、別に定める様式による検診書により、当該県の福祉事務所長に報告するものとする。

(入所の依頼等)

第八条 県の福祉事務所長は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により被支援者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとするときは、その施設の長又は私人に対し、別に定める様式による入所等依頼書により、依頼するものとする。

(支援給付金品の交付の確認等)

第九条 県の福祉事務所長が被支援者等に対し支援給付として給与し、又は貸与される金銭及び物品（以下「支援給付金品」という。）を交付する場合には、県の出納員は、当該被支援者等からその者が被支援者等であることを証する書面等の提示を求めなければならない。

2 県の福祉事務所長は、生活保護法第十九条第七項第三号の規定により、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、当該町村長に対し、支援給付金品を交付すべき日の三日前までに別に定める様式による明細書を二部送付するとともに、その交付に要する資金を交付するものとする。

(保護施設の事業の開始届)

第十条 保護施設の管理者は、当該保護施設の事業を開始したときは、別に定める様式による事業の開始届に別に定める書類を添付して、県の福祉事務所長に届け出なければならない。

(改善命令等に基づく措置の報告)

第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤十字社は、生活保護法第四十五条第一項又は第二項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、当該改善命令等に基づいてとった措置について、別に定める様式による報告書により、当該処分を受けた日から三十日以内に県の福祉事務所長に報告しなければならない。

(保護施設の措置状況の報告)

第十二条 保護施設の管理者は、前月分の当該保護施設における措置の状況について、別に定める様式による報告書により、毎月十五日までに知事に報告しなければならない。

(保護施設事務費等の精算書)

第十三条 保護施設の管理者は、前年度における保護施設事務費及び委託事務費について別に定める様式による精算書を一部作成し、当該年度の歳入算出予算書抄本を添付して、六月十日までに知事に報告しなければならない。

(補則)

第十四条 法、政令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に必要な事項は、別に定める。

別表(第二条関係)

- 一 生活保護法第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、支援給付の要否等を決定し、及び申請者に当該決定の内容を通知すること。
- 二 生活保護法第二十五条第一項の規定により、職権により支援給付の種類等を決定し、及び支援給付を開始すること。
- 三 生活保護法第二十五条第二項の規定により、被支援者の生活状況を調査し、並びに職権により支援給付の変更を決定し、及び被支援者に対し当該変更決定の内容を通知すること。
- 四 生活保護法第二十六条の規定により、支援給付の停止又は廃止を決定し、及び被支援者に対し当該決定の内容を通知すること。
- 五 生活保護法第二十七条第一項の規定により、被支援者に対し指導又は指示をすること。
- 六 生活保護法第二十七条の二の規定により、要支援者からの相談に応じ、助言をすること。
- 七 生活保護法第二十八条第一項の規定により、当該職員に立入調査をさせ、又は要支援者に対し医師若しくは歯科医師の検診を受けるべきことを命ずること。

八 生活保護法第二十八条第四項の規定により、支援給付の開始若しくは変更の申請を却下し、又は支援給付の変更、停止若しくは廃止をすること。

九 生活保護法第二十九条の規定により、官公署に調査を嘱託し、又は銀行等に報告を求めること。

十 生活保護法第五章の規定により、支援給付を行うことを決定し、及び実施すること。

十一 生活保護法第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出を受理すること。

十二 生活保護法第四十一条第二項の規定による保護施設の設置の認可をすること。

十三 生活保護法第四十一条第五項の規定による保護施設の変更の認可をすること。

十四 生活保護法第四十二条の規定による保護施設の休止又は廃止の時期の認可をすること。

十五 生活保護法第四十三条第一項の規定により、保護施設の運営の指導をすること。

十六 生活保護法第四十四条第一項の規定により、保護施設の管理者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

十七 生活保護法第四十五条第一項の規定により、保護施設の設備等の改善等を命ずること。

十八 生活保護法第四十五条第二項の規定により、保護施設の設備等の改善等を命じ、又は保護施設の設置の認可を取り消すこと。

十九 生活保護法第四十六条第二項の規定による管理規程の届出及び変更の届出を受理すること。

二十 生活保護法第四十六条第三項の規定により、管理規程の変更を命ずること。

二十一 生活保護法第四十八条第三項の規定により、保護施設の長による保護施設の利用者に対する指導を制限し、又は禁止すること。

二十二 生活保護法第四十八条第四項の規定による被支援者の支援給付の変更等の事由の発生の届出を受理すること。

二十三 生活保護法第六十一条の規定による生計の状況等の変動又は居住地等の異動の届出を受理すること。

二十四 生活保護法第六十二条第三項の規定により、支援給付の変更、停止又は廃止の処分をすること。

二十五 生活保護法第六十三条の規定による返還すべき費用の額を決定すること。

二十六 生活保護法第七十六条第一項の規定により、遺留金品

を処分すること。

二十七 生活保護法第七十七条第一項の規定により、扶養義務者から支援給付に要した費用を徴収すること。

二十八 生活保護法第七十七条第二項の規定により、扶養義務者の負担すべき額の決定に関し家庭裁判所に申立をするこ
と。

二十九 生活保護法第七十八条の規定により、支援給付に要した費用を徴収すること。

三十 生活保護法第八十条の規定により、前渡した支援給付金品の返還を免除すること。

三十一 生活保護法第八十一条の規定により、被支援者の後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。

三十二 生活保護法施行規則第七条の規定による保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止の報告を受理すること。

三十三 生活保護法施行規則第八条第一項又は第二項の規定による保護施設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。

三十四 生活保護法施行規則第八条第四項の規定による保護施設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。

様式第 1 号 (1) 支援給付申請書 (第 4 条関係)

(A 4 判)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

現在住んでいるところ						住み始めた時期 年 月 日				※福祉事務所 受付年月日
	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
要 支 援 家 族	1		中国残留 邦人本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									※町 村 役 場 受付年月日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別なところに住 んでいる者があるときはそ の名前と住んでいるところ										
資産の状況 (別添 1)				収入の状況 (別添 2)				関係先照会への同意 (別添 3)		
支援給付 (支援給付の変更) を申請する理由 (具体的に記入してください。)										
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏 名 ㊞ 支援給付を受けようとする者との関係</p> <p>秋田県 福祉事務所長 様</p>										

(2) 資産申告書

(表面)

(A 4 判)

(別添 1)

資 産 申 告 書

秋田県 福祉事務所長 様

年 月 日

住所
氏名

印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地 (2) 田 畑 (3) 山 林 そ の 他	有・無 有・無 有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
建 物	(1) 持 家 居 借 家 ・ 借 間 住 用 〔 いずれかを ○で囲んで ください。 〕	有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
					(家賃 円)	有・無
	(2) そ の 他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額	面	評 価 概 算 額

(裏面)

生 命 保 険 そ の 他 の 保 険	有・無 有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債(借金)

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(3) 収入申告書 (前年分)

(表面)

(A4判)

(別添2-1)

収 入 申 告 書

秋田県 福祉事務所長 様

年 月 日

住所

氏名

印

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の氏名							
仕事内容及び勤め先(会社名)等							
	区 分	収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 12 月 分	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
	11 月 分						
	12 月 分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金	収 入 額	月額	円
	その他()		年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕 送 り に よ る 収 入	円	
	現 物 に よ る 収 入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(裏面)

4 その他の収入(前年12月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
有 ・ 無	生命保険等の給付金	円	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
	その他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

	内 容	収 入 見 込 額
有 ・ 無		

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(4) 収入申告 (同居世帯)

(表面)

(A4判)

(別添2-2)

収 入 申 告 書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の氏名							
仕事内容及び勤め先(会社名)等							
	区 分	収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 12 月 分	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
	11 月 分						
	12 月 分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金	収 入 額	月額	円
	その他()		年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12月分の合計を記入してください。)

有 ・ 無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕 送 り に よ る 収 入	円	
現 物 に よ る 収 入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)		

(裏面)

4 その他の収入(前年12月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
有 ・ 無	生命保険等の給付金	円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
	そ の 他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(5) 収入申告 (直近月)

(表面)

(A 4 判)

(別添 2 - 3)

収 入 申 告 書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の氏名	仕事内容及び勤 め先(会社名)等	区 分	当 月 分	前 月 分
			(見 込 額)	
		収 入		
		必要経費①		
		収 入 日 数		
		収 入		
		必要経費②		
		収 入 日 数		
		収 入		
		必要経費③		
		収 入 日 数		
必 要 経 費	①			
(前 月 分)	②			
の 主 な 内 容	③			

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保 険、傷病手当金	収 入 額	月額	円
無	その他()	額	年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12月分の合計を記入してください。)

有	仕 送 り に よ る 収 入	内 容	仕送りした者の氏名
		円	
無	現 物 に よ る 収 入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(裏面)

4 その他の収入(前年12月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
有 ・ 無	生命保険等の給付金	円	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
	その他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

	内 容	収 入 見 込 額
有 ・ 無		

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(6) 同意書

(A 4 判)

(別添 3)

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名



秋田県 福祉事務所長 様

様式第2号 葬祭支援給付申請書 (第4条関係)

(A4判)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

年 月 日

秋田県 福祉事務所長 様

申請者 住所 (居所)
氏名

印

次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので、申請します。

死者	死 氏 名	年 月 日生		葬祭を行 う者との 関 係	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	死亡時の 住所又は 居 所		
葬 祭 予 定 日		年 月 日			
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考	
円		円	円		

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十八号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年秋田県条例第四十五号) 附則第四項第一号又は第二号」を「条例附則第三項第一号又は第三号」に、「秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年秋田県条例第四十五号)」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)

第五条 法第八条の二第一項の規定による知事への報告は、一年に一回とする。

2 省令第十一条の二の知事が定める方法は書面を提出する方法とし、同条の知事の定める日は四月三十日(薬局を開設したときは、開設後三十日以内の日)とする。

第七条を第六条とし、第八条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条の次に次の一条を加える。

(登録販売者試験の申請)

第十五条 省令第五十九条の五第一項に規定する申請書は様式第六号によるものとし、同項第三号に規定する書類は戸籍抄本

又は住民票の抄本とする。

様式第一号中「 _____ 」を「 _____ (A4判) 」と改

め、注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください

2 不要の文字は、抹消してください。

い。 注 不要の文字は、抹消してください。」と改めろ。

様式第二号及び様式第三号中「 _____ 」を「 _____ (A4判) 」と改めろ。

様式第四号中「 _____ 」を「 _____ (A4判) 」と改

め、「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。」を削れ。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第6号 登録販売者試験受験申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

本籍地都道府県名

住 所

連絡先

氏 名

㊞

性 別

年 月 日生

登録販売者試験受験申請書

登録販売者試験を受けたいので、薬事法施行規則第159条の5第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部改正)

2

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の表第四号中「別表第八十五第十九号(ウ)」を「別表第八十五第十九号(カ)」に改め、同号(イ)中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改め、同号(ロ)中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、同号(ハ)中「第六条」を「第四条」に改め、同号(ニ)中「第十三条」を「第十二条」に改め、同号(ホ)中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号(ヘ)中「第十五条」を「第十四条」に改める。

秋田県立衛生看護学院条例施行規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

秋田県立衛生看護学院条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年秋田県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 秋田県立衛生看護学院の多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)の使用時間は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間とする。

区 分	貸切使用する場合		使用時間
	平日	土曜日・日曜日・休日	
貸切使用によらず使用する場合	平日	午前九時から午後八時まで	午前九時から午後八時まで
	平日	午前九時から午後六時まで	

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(休業日等)

第三条 多目的ホールの休業日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

(使用の許可の申請等)

第四条 条例第八条の規定により使用の許可を受けようとする者は、秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用許可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、多目的ホールの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。
一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
二 多目的ホールの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の免除)

第五条 条例第十一条の規定による使用料の免除は、次の表の上覧に掲げる使用者が、同表の下欄に掲げる理由により使用する場合に行うものとする。

使用者	使用理由
学校その他知事が必要と認めるもの	県民の医療若しくは公衆衛生の普及向上に寄与する活動又は県の施策の推進に密接に関連する活動を行うために使用する時。

備考 この表において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

2 条例第十一条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料免除申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(使用の許可等の事務の委任)

第六条 次に掲げる事務を秋田県立衛生看護学院の長に委任する。

- 一 条例第八条の規定による使用の許可
- 二 条例第九条の規定による使用の許可の取消し等
- 三 条例第十一条の規定による使用料の免除
- 四 第二条第二項の規定による使用時間の変更
- 五 第三条第二項の規定による休業日の設定等
- 六 第四条第一項及び前条第二項の規定による申請書の受理

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、秋田県立衛生看護学院の管理に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用許可申請書 (第4条関係)

(A4判)

秋田県立衛生看護学院多目的ホールの使用許可申請書

年 月 日

秋田県立衛生看護学院長 様

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

秋田県立衛生看護学院条例第8条の規定により、秋田県立衛生看護学院の多目的ホールを次のとおり使用したいので、秋田県立衛生看護学院条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的	
使用の年月日及び使用時間	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">時 分 から 時 分 まで</p> <p style="text-align: center;">(時間 分)</p>
使 用 の 人 数	人
備 考	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第 2 号 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料等減免申請書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料の免除申請書

年 月 日

秋田県立衛生看護学院長 様

住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

秋田県立衛生看護学院条例第11条の規定により、使用料の免除を受けたいので、秋田県立衛生看護学院条例施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

納入すべき使用料の額	円
免除を受けようとする 使 用 料 の 額	円
使 用 の 年 月 日	年 月 日
免除を受けようとする理由	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和三十三年秋田県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「規則」という。」を削る。

第三条を削る。

第二条の見出し中「届出」を「書類」に改め、同条中「又は規則」を削り、「対してする届出は、」を「提出する書類は、届出をする者の」に、「第九条の二」を「第九条の二又は法第九条の四（これらの規定を）」に改め、「又は規則第二十四条（規則第二十七条において準用する場合を含む。）」を削り、「しなれば」を「提出しなれば」に改め、同条を第八条とし、第一条の次に次の六条を加える。

（施術所の開設の届出）

第二条 法第九条の二第二項前段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設の届出は、施術所開設届出書（様式第一号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証（以下「免許証」という。）の写しを添付しなければならない。

（施術所の開設の届出事項の変更の届出）

第三条 法第九条の二第二項後段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出は、施術所開設届出事項変更届出書（様式第二号）によらなければならない。

2 前項の届出が施術者の変更に係るものであるときは、変更後の施術者の免許証の写しを添付しなければならない。

（施術所の休止等の届出）

第四条 法第九条の二第二項（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出は、施術所休止（廃止、再開）届出書（様式第三号）

によらなければならない。

（出張專業業務の開始の届出）

第五条 法第九条の三前段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による出張による業務の開始の届出は、出張專業業務開始届出書（様式第四号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、免許証の写しを添付しなければならない。

（出張專業業務の休止等の届出）

第六条 法第九条の三後段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による出張による業務の休止、廃止又は再開の届出は、出張專業業務休止（廃止、再開）届出書（様式第五号）によらなければならない。

（県内滞在業務の届出）

第七条 法第九条の四（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による滞在による業務の届出は、県内滞在業務従事届出書（様式第六号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 免許証の写し
- 二 施術所の構造設備の概要及び平面図

様式第一号中「施術所開設届出書（第3条）」や「施術所開設届出書（第2条）」及び「第9条の2第1項」や「第9条の2第1項前段」及び「晴旨の別」や「目が見えない場合には、その旨」と並び、同様式の備考を次のとおり定める。

備考 法第12条の2第1項前段の規定により医療類似行為を業として行う場合は、「業務の種類」に指圧、電気、光線、手技、温熱、刺激等の区分を書いてください。2種類以上の業務を行う場合は、主に行う業務に○印を付けてください。

様式第二号中「施術所開設届出事項変更届出書」や「施術所開設届出事項変更届出書」及び「第9条の2第1項」や「第9条の2第1項後段」及び「晴旨の別」や「目が見えない場合には、その旨」と並び、同様式の備考を定める。

様式第三号中「施術所休止（廃止、再開）届出書（第3条）」や「施術所休止（廃止、再開）届出書（第4条）」及び「同様式の備考を定める。

様式第四号中「出張專業業務開始届出書（第3条）」や「出張專業業務開始届出書（第5条）」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第23条（第27条に

ついて準用する同法第23条）」や「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段（第12条の2第2項

「2 免許を受けた

3 免許番号

4 免許年月日

5 業務開始の年

6 晴旨の別

都道府県名

「2 業務開始の年月日

や 3 施術者が目が見えない場合には、その旨」

月日

」

と定める。

様式第六号中「出張專業業務休止（廃止、再開）届出書（第3条）」や「出張專業業務休止（廃止、再開）届出書（第6条）」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第23条（第27条において準用する同法第23条）」や「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段（第12条の2第2項において準用する同法第9条の3後段）」と並び、

同様式第七号中「県内滞在業務従事届出書（第3条）」や「県内滞在業務従事届出書（第7条）」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第24条（第27条において準用する同法第24条）」や「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4（第12条の2第2項において準用する同法第9条の4）」と並び、

「2 免許を受けた都道府県

3 免許番号

4 施術業務の場所

5 施術所の構造設備の概

6 業務時間

7 晴旨の別

名

「2 施術業務の場所

3 業務期間

4 施術者が目が見えない場合には、その

要及び平面図

や

日から

日まで

に改め、同様式の備考を削る。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

別表中

微小部走査X線分析装置

四、二

〇〇円

を

微小部走査X線分析装置

四、

走査型電子顕微鏡

三、

二〇〇円

に、

示差熱天秤ガスクロマトグラフ質量分析同時測定装置

走査型電子顕微鏡

九〇〇円

一、四〇〇円

を

示差熱天秤ガスクロマトグラフ質量分析同時測定装置

一、二五〇円

一、四〇〇円

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に秋田県産業技術総合研究センターの長がした処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に秋田県産業技術総合研究センターの長に対して行っている申請で、この規則の施行の日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、知事をした処分その他の行為又は知事に対して行つた申請とみなす。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-8766
E-mail: matsubarara@matsubaransetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄